


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市民間保育園整備に対する補助要綱の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 概要 本要綱における対象を社会福祉法人のみならず、国や東京都が認めている範囲まで拡大するものである。</p> <p>(2) 改正内容 第1条中「社会福祉法人が設置する」及び「、東大和市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和51年条例第17号）に基づき」を削る。 第1条の2中「東大和市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」の次に「（昭和51年条例第17号）」を加える。 第2条中「社会福祉法人が設置する」を削る。 第5条中「社会福祉法人」を「補助事業を実施する法人」に改める。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 国や東京都と同様の基準で事業者の選定ができるようになることで、保育園の新設等における可能性が広がり、多様な経営主体の持つノウハウを活用しながら待機児童の解消を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における報告後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。